

年金あれこれ

会社などを退職されるかたへ…国民年金の加入と保険料の納付は忘れなく！

60歳未満で会社等を退職される（厚生年金等をやめられる）かたは、2週間以内に戸籍年金係で、加入の手続きをして、保険料を納めていただくことになります。

厚生年金に加入している時	厚生年金等をやめた時
<p>あなたは・・・ 厚生年金保険料等として給料から天引きされて いましたので、国民年金保険料は個別に納めて いませんでした。</p> <p>配偶者は・・・ 第3号被保険者の認定を受けている期間は、配 偶者の加入する年金制度全体で負担してしま したので、国民年金保険料の納付は不要でした。</p>	<p>あなたも・・・ 国民年金の第1号被保険者となります。</p> <p>配偶者も・・・ 国民年金の第1号被保険者となります。 保険料は、社会保険庁から送付される納 付書で納めます。 保険料の納付が困難な時は、免除申請が できます。</p>

付加年金をご存知ですか

付加保険料（月額400円）を納めている人は、将来の年金額に付加年金が加算されます。

受給額・・・200円×付加保険料納付月数

付加保険料を10年間納めた場合

400円×10年（120月）＝48,000円

1年間に受け取る付加年金額
200円×10年（120月）＝24,000円（年額）
2年間で支払った保険料と同額となるため大変お得です。



保険料の納め忘れがあると、こんなに違う年金額!!

たとえば・・・1年間保険料の納め忘れがあると～年額約2万円～生涯、年金が減額されます。
・・・2年間保険料の納め忘れがあると～年額約4万円～生涯、年金が減額されます。

未納期間があると、年金がどんどん減額されてしまいます。

たとえば・・・40年納付 ～792,100円（平成18年度：満額）
・・・15年未納+25年納付 ～495,000円 差額は年額約30万円
保険料は、納付期限が過ぎても2年間はさかのぼって納付することができます。

保険料納付を忘れずに・・・納めてがっちり国民年金

戦没者の遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回)が支給されます

平成17年4月1日において、恩給法における公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けるかた（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給件を取得したかた
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係（戸籍上で戦没者の死亡時まで1年以上の生計同一であったかた）を有していた 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者と生計関係を有していなかったかた、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっているかた、または遺族以外のかたと養子縁組をしているかたは除かれます）
4. 上記3以外の 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族（戸籍上で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計同一のかたに限られます）

請求手続きなど詳しくは、保健福祉課福祉係まで
（☎32-2000番）

士別警察署からのお知らせ

乗るのなら みんなで止めよう その1杯
3月は、送別会などで飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による交通事故の増加が心配されます。

飲酒して運転すると、気が大きくなりスピードを出し過ぎたり、注意力が低下するため信号や歩行者などを見落とし易くなり、事故の危険性が高まります。

「ちょっとしか飲んでいないから」「すぐ近くだから」と安易に飲酒運転をすると厳罰となり、一生後悔することになります。

地域、職場、家庭で「飲酒したら運転しない」「運転する人には飲ませない」を徹底しましょう。

1月事件ファイル

- 8日 士別市内の駐車場で車両の窓ガラスが割られ、車内に置いていたバックが盗まれた。
- 15日 和寒町の事務所施設内で自動販売機の鍵穴がドリルの様な物で壊され、中の現金が盗まれた。